

フォレストワーカー確保・雇用強化支援事業補助金等交付要綱を次のように制定する。

令和8年3月31日

いわき市長 内 田 広 之

## フォレストワーカー確保・雇用強化支援事業補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林整備を担う林業就業者の確保・育成を促進し、就業者の定着率向上を図るため、予算の範囲内で補助金等を交付することについて、いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 林業経営体 市内に事業所を有し、林業を生業とする個人、法人、団体及び森林組合法に基づく団体
- (2) 林業就業者 補助事業年度において、林業経営体が雇用する者
- (3) 新規林業就業者 補助事業年度において、新たに林業経営体が雇用する者
- (4) 常時雇用する従業員 雇用契約の形態を問わず、期間の定めなく雇用されている者又は過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者若しくは雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者

(補助金等の種別、交付対象者等)

第3条 補助金等の種別は、次の各号に掲げるとおりとし、交付対象者等は次の各号に定める種別に応じ、別表第1に定めるとおりとする。

- (1) 就業者支援給付金
- (2) 新規就業者雇用支援

(3) 就労環境整備支援

(補助金等の内容、交付額等)

第4条 補助金等の内容、交付額等については、別表第2及び別表第3に定めるとおりとし、交付額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

尚、前条第1項第1号の規定による給付金の支給の申請をしようとする者で補助事業を開始する年度の途中から就業した場合は、就業開始月以降の額（月額×就業月数）を支給する。

(補助金等交付申請書の添付書類等)

第5条 規則第4条第1項に規定する市長が定める期日は、補助事業年度の4月1日から2月末日までとする。

2 規則第4条第1項第4号の書類は、別表第4に定めるとおりとする。

3 規則第4条第1項第1号から第3号までに規定する書類は、同条第2項の規定により提出を省略するものとする。

(着手届及び完了届の省略)

第6条 規則第10条に規定する補助事業着手（完了）届の提出は、同条ただし書きの規定により省略するものとする。

(補助事業等実績報告書の省略)

第7条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書の提出は、同条ただし書きの規定により省略するものとする。

(財産の処分の制限)

第8条 規則第17条に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する期間とするものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

別表第1（第3条関係）

種別	交付対象者	交付条件（以下すべてに該当すること）
就業者支援 給付金	林業就業者	<p>(1) 新規林業就業者及び林業就業者のうち、補助事業を開始する年度の3月31日時点において50歳未満の者であること</p> <p>(2) 森林施業に従事する者であること ※事務職は対象外</p> <p>(3) 正規雇用（雇用期間の定めがない）であること ※非正規、外国人（技能実習生）は対象外</p> <p>(4) 林業経営体での就業期間が、補助事業を開始する年度において、10年目以内であること ※就業年数については、補助事業を開始する年度の4月1日を基準日とする。 ※これまで別の林業経営体で就業していた場合、過去の正規雇用での就業期間の通算とする。</p> <p>(5) 上期・下期分の基準日において就業の継続が確認できること（基準日は9月末日、2月末日とする。） 尚、下期分については、3月末日までの就業の継続が見込まれていること</p> <p>(6) 市税の滞納がないこと</p> <p>(7) いわき市暴力団排除条例（平成24年いわき市条例第41号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第7号に規定する社会的非難関係者でないこと</p>
新規就業者 雇用支援	林業経営体	<p>(1) 補助事業年度において、次に該当する林業就業者を新たに雇用する林業経営体であること</p> <p>① 補助事業年度の3月31日時点において50歳未満の者であること</p> <p>② 森林施業に従事する者であること ※事務職は対象外</p> <p>③ 正規雇用（雇用期間の定めがない）であること ※非正規、外国人（技能実習生）は対象外</p> <p>④ 条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第7号に規定する社会的非難関係者でないこと</p> <p>(2) 市税の滞納がないこと</p> <p>(3) 条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第7号に規定する社会的非難関係者でないこと</p>
就労環境整備 支援	林業経営体	<p>(1) 補助事業年度において、常時雇用する従業員を福利厚生サービスへ加入させる林業経営体であること ※ 常時雇用する従業員の年齢上限はなし ※ 常時雇用する従業員については、条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第7号に規定する社会的非難関係者でないこと</p> <p>(2) 市税の滞納がないこと</p> <p>(3) 条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第7号に規定する社会的非難関係者でないこと</p>

別表第2（第4条関係）

種別	内容	補助率及び交付額	交付時期
就業者支援 給付金	就業年数に応じた給付金を支給	別表第3のとおり	上期分：10月以降 下期分：3月以降 ※半期分毎支給
新規就業者 雇用支援	新規就業者雇用に係る装備品の購入費、研修費等の一部補助	事業費1/2以内 上限50万円/人	補助事業完了後
就労環境整備 支援	福利厚生サービス加入（入会金・年会費）に係る費用の一部補助	事業費1/2以内 上限1万円/人	補助事業完了後

別表第3（第4条関係）

就業 年数	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10 年目
年額 (以内)	36万円	32万 4千円	28万 8千円	25万 2千円	21万 6千円	18万円	14万 4千円	10万 8千円	7万 2千円	3万 6千円

別表第4（第5条関係）

種別	添付書類
就業者支援給付金	(1) 雇用証明書（第1号様式） (2) 職務経歴書（第2号様式） (3) 市税等完納証明申請書（兼）証明書 (4) 住民票の写し
新規就業者雇用支援	(1) 補助対象となる経費の支出根拠が分かる書類（請求書及び領収書の写し）及び装備品等の写真 (2) 事業実施状況報告書（第3号-1様式） (3) 新規就業者の履歴書（任意様式） (4) 登記事項証明書 (5) 市税等完納証明申請書（兼）証明書 ※林業経営体分
就労環境整備支援	(1) 補助対象となる経費の支出根拠が分かる書類（請求書及び領収書の写し） (2) 事業実施状況報告書（第3号-2様式） (3) 登記事項証明書 (4) 市税等完納証明申請書（兼）証明書 ※林業経営体分